

平成30年第11回鳥取市選挙管理委員会議事概要

日 時 平成30年12月3日(月)午後4時～午後4時50分

場 所 鳥取市福祉文化会館2階委員会室

出席した委員 岡田委員長、森委員、山内委員、綾木委員

事務局 鈴木事務局長、小嶋事務局次長

会議の日程

(開会 午後4時)

1 付議した議案

(定時登録関係)

議案第94号 定時登録者の決定について

議案第95号 随時抹消者の決定について

(在外選挙人名簿関係)

議案第96号 在外選挙人名簿登録者の決定について

議案第97号 在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

(条例・規則関係等)

議案第98号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について

<議事概要>

上記議案について、事務局長から説明

【意見等】 特になし

【採決結果】 上記議案について、原案どおり決定された

2 報告事項

報告第9号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

<議事概要>

上記事項について、事務局長から報告

【意見等】 特になし

3 その他

(1) 鳥取市議会議員選挙の投票区別投票者数について

<議事概要>

上記事項について、事務局次長から報告

【意見等】 特になし

(2) 大学における期日前投票者数等の状況について

<議事概要>

上記事項について、事務局次長から報告

【意見等】 平成30年3月の市長選は春休み中であつたこともあり、大学生の投票者数が少なかったようだが、大学が休みとなる時の設置については検討が必要ではないか。

【今後の対応】 今後の選挙において、大学が長期休暇期間となる場合の設置については、検討を行うこととする。

4 鳥取市議会議員選挙における投票所入場券の誤発送に係る処分について

<議事概要>

11月10日の委員会での指摘事項である他の自治体の類似事案を調べたところ、該当事例はないこと、また本市においても類似事例はないことを報告し、鳥取市職員の懲戒処分等の基準を基に、職員の処分について審議を行った。

【審議結果】 職員の処分については、市民の選挙事務への信頼を損なつたことに対し、事務局を代表して事務局長を厳重注意することで決定した。

(閉会 午後4時50分)